

第11回森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会

【日時】令和5年7月21日(金)14:50~17:15

【開催場所】TKP 新橋カンファレンスセンター

【出席者】(敬称略)

<委員長>

植木達人 信州大学学術研究院農学系 教授(森林施業・経営学研究室)

<委員>

阿部和時 日本大学生物資源科学部 特任教授(森林環境保全研究室)

野村 裕 のぞみ総合法律事務所 弁護士

品川尚子 那須法律事務所 弁護士

河合 智 岐阜県 郡上森林マネジメント協議会 事務局次長

(元・郡上市農林水産部 次長兼林務課長)

片山健二 石川県 かが森林組合 代表理事組合長

<臨時出席>

小野哲也 久万高原町 林業戦略課 課長

小坂侑平 久万高原町 林業戦略課 主査

公益財団法人 愛媛の森林基金 上田、新開

<林野庁>

福田 淳 森林利用課 課長

城 風人 森林利用課 森林集積推進室 室長

安田幸治 森林利用課 課長補佐(森林集積企画班担当)

武山泰之 森林利用課 森林集積企画班 係長

安藤竜介 森林利用課 課付

<事務局>

(公財)日本生態系協会 亀田、小川

目次

【開催挨拶】	2
【1. ケーススタディ】	4
【2. 森林経営管理制度の課題について】	16
【3. 今後の予定について】	31

【開催挨拶】

安田課長補佐 皆様、本日は大変お忙しい中ご参加いただきましてありがとうございます。定刻より少し早いですが、皆様お揃いですので、ただ今から第11回森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会を開催させていただきたいと思っております。本日の司会を務めさせていただきます林野庁森林利用課の安田でございます。4月に着任いたしました。どうぞよろしく願いいたします。開会に当たりまして、林野庁森林利用課長の福田よりご挨拶を申し上げます。

福田課長 皆様こんにちは。林野庁森林利用課長の福田です。私は7月4日付けで森林集積推進室長から森林利用課長を拝命いたしまして、引き続きこの委員会を担当いたしますので、よろしく願いいたします。本日は委員の皆様、並びに久万高原町の皆様、今年度第1回目となります森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会にご参加をいただきまして、ありがとうございます。

この委員会は、令和2年度から始めまして、今年度で4年目。予算上は今年度で最終年度となっております。森林経営管理制度は令和元年度から始まりまして、5年目を迎えております。この間、各市町村の努力によりまして、森林経営管理制度の取組が着実に進んでいるものと思っております。直近の令和4年度の実績については、現在集計中でございますけれども、令和3年度と大体同じぐらいの実績を出せるのではないかなと見込んでいるところでございます。他方で、制度に取り組むなかで、意向調査をしたけれども、その先に進めないという市町村が多いのも現実でございます。

私どもとしては、この意向調査で先に進めない要因は主に三つあると思っております。1点目としては、意向調査で委託希望という回答があった場合に、それをどこまで受託するのかという基準を事前に設定していなかったために、委託希望の回答の処理に悩んでいるところが多いという点です。この点につきましては、各市町村に対して、委託希望があった場合であっても、集積計画の策定にこだわらずに、何らかの形で森林整備に進めていただきたいという点と、これから意向調査を始める場合には、事前に取り組方針、判断の基準をしっかりと作成していただきたいということをお伝えしております。

2点目としては、意向調査はしたけれども、対象の場所の境界が確定されていないので先に進めない、という点です。この点につきましては、最近には航空レーザー測量の成果も活用して、現地には行かなくても境界の確認ができる技術も出てきておりますので、そのような新たな技術の活用を促しております。

3点目としては、所有者の一部が分からないので、全員同意が確保できないという点です。この点につきましては、委員の皆様のお力添えもいただきまして、昨年、「所有者不明森林等における特例措置活用のガイドライン」を作ることができました。私どもも、各市町村に対して、このガイドラインの活用を促しているところでございます。現在のところ、六つの市町での特例措置を実際に活

用した実績が上がっておりまして、まだまだ潜在的にこの特例措置のニーズは非常に高いのではないかと考えております。私も各市町村を回ってお話を伺うと、「こういうふうにできます」という話を申し上げると、「こんな方法があったんですね」というような反応を受けることも多々ございますので、これから更に活用を進めていきたいと考えております。

本日の会議では、このような動きも含めまして、まず愛媛県の久万高原町様から、所有者不明森林の関係のケーススタディについてご紹介をしていただきます。その上で、森林経営管理制度の5年後の見直しということもございますので、私どもで実施いたしました市町村、都道府県に対する制度の課題に関するアンケートの結果について報告をさせていただきます、委員の皆様にご議論いただきたいと考えております。短い時間ではございますけれども、委員の皆様からご指導・ご助言賜りますよう、よろしくお願いいたします。

安田課長補佐 ありがとうございます。7月の人事異動によりまして、新室長として城が着任いたしましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

城室長 7月に、福田の後任で集積室長になりました城と申します。よろしくお願いいたします。森林経営管理制度と森林環境譲与税ができる前の検討の時に少し関わっておりまして、その後、長野県に出向しまして、その時に植木委員長にも非常にお世話になりました。この制度が今後どうなるのだろうと想像していたところ、先ほど課長から話がありまして、いろいろな市町村で着実に進め始めていただいているということは非常に素晴らしいことだと思っております。ただ、先ほどのご挨拶にもありまして、始めたからこそ見えてくる課題も出てきておりますので、それを一つ一つ、どうやったらより良くできるのだろうかということを、この場も含めてご議論やご助言を頂いて、少しでも進んで、山が良くなるように取り組んでいければいいなと思っております。よろしくお願いいたします。

安田課長補佐 ありがとうございます。続きまして植木委員長、一言頂ければ幸いです。よろしくお願いいたします。

植木委員長 植木です。今回、都道府県のアンケート調査をしたということで、そのことに大変興味があり、この辺は少し詰めなければいけない部分かと思っております。森林経営管理制度も、徐々に浸透しつつあるのだろうと思っておりますが、このようにアンケートを取ってみますと、いろいろと課題が明確になってくる場所もありますので、これに関して忌憚のないご意見を出していただければ大変有難いと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

安田課長補佐 植木委員長、ありがとうございます。本日は、委員の皆様のほかに、愛媛県久

万高原町から小野課長と小坂様が会場にいらっしゃっております。またWEB参加として、公益財団法人愛媛の森林基金の上田様と新開様にご参加いただいておりますので、ご報告をさせていただきます。

早速ですけれども、内容に入っていきたいと思います。まず、ケーススタディといたしまして、資料1、愛媛県久万高原町の事例につきまして、林野庁森林利用課の武山からご説明を差し上げます。

【1. ケーススタディ】

武山係長

ご紹介にあずかりました林野庁森林利用課の武山でございます。愛媛県久万高原町の取組状況、ケーススタディを資料に沿ってご説明させていただきます。

1枚目をおめくりください。久万高原町の概要となっております。久万高原町は愛媛県の四国山地の中南部にありまして、町の面積の約9割が森林となっております。そのうち人工林が3万2,000haとなっております。樹種ですが、スギを主体とした人工林で、その9割が伐期を迎えつつある林分や長伐期施業を必要とする林分であるものの、ご存知のとおり、林業の採算性の悪化や不在村者の増加などによりまして、森林整備が遅れている森林が多数存在している状況です。そのなかで、適切な森林管理や生産活動の活性化を推進すべく、森林経営管理制度の運用を進めていらっしゃるといことです。久万高原町の森林経営管理制度の取組方針になります。資料の右下になりますが、こちらの周知に向けて久万高原町の合併前の旧4町村単位で1か所ずつモデル地区を設定しているとのことです。令和元年度から4年度にかけて、それぞれ4地区で意向調査を実施し、集積計画および配分計画を作成しております。現在、こちらの制度創設当初に着手した地区におきまして、本制度の推進を図るために、配分計画に基づく搬出間伐を進めているとのことです。

次のページをご覧ください。今回の検討に関わってくる林分になりますが、峰地区という地区の2林班で構成されている林分になります。意向調査の対象森林のうち、地元から特に森林整備の要望が強いところの23haについて配分計画を公告しております。実施権については町内の森林組合が取得しておりまして、その間伐等の作業を森林組合から、町内にある建設会社に発注しているとのことです。

図面のピンク色がついた、所有者が判明していないA、B、Cの所有者不明森林について、企画提案の際にはこちらを通らないような森林作業道を開設する予定でしたが、実際に作業を進め、現地を確認したところ、岩盤の分布や斜面の状況から、木材を搬出する際にはどうしても、このA、B、Cの林分を通るような線形でないと作業の実施が困難という判断になったとのことです。それを受けて、森林経営管理制度に関わる業務を受けている中予山岳流域林業活性化センターで所有者の探索を開始したとのことです。

次のページをご覧ください。A、B、Cの森林について、探索状況をご説明します。AとBの方になりますが、こちらは登記名義人が1名ずつの所有地になっております。登記簿に記載の市町村に意向調査票を郵送しましたが、宛先不明で返送されてきたとのこと。登記名義人が存命と仮定し、登記簿に記載の市町村に住民票を請求したものの、生年月日についてどうしても空欄で請求せざるを得なかったのですが、生年月日の記入がない場合に、受け手の市区町村で個人が特定できない、ということで「該当なし」として返送されてきたとのこと。

Cは共有の山になるのですが、住所が合併前の旧町村時代のものですので、特定に必要な公的書類の保存年限を超過していたため、こちらについても書類の取得ができなかったとのことになっております。探索状況については、以上のような状況になります。

次のページは、どのような森林の経営管理を行いたいのかというご説明になります。こちらの場合、地元の方が強く森林の整備を望まれているとのことですので、もし所有者が特定できた場合は、既に所有者が分かっている集積計画や配分計画を策定している周りの森林と同様に、左下の表にあるとおり、存続期間10年で1回以上の間伐を実施、収益も所有者に還元する形で施業をできればと考えているとのこと。

もし、所有者が特定できなかった場合は、こちらのA、B、Cの林分については、間伐等を実施するのではなく、あくまでも作業道の開設・管理、支障木の伐採等を行うつもりで施業を検討しているとのこと。以上、状況についてご説明いたしました。

最後のページになります。以上、森林の状況及び、行いたい経営管理の内容を踏まえて、検討委員会の皆様に、こちらの3点についてご議論いただきたいと考えております。一つ目が、町の担当職員が公的書類を請求して探索する際に、今回のように、請求時に生年月日の情報等が登記簿からでは分からないために、先方の市町村等から戸籍や住民票について「該当なし」となった場合であっても、特例措置の活用のための探索行為を十分に行ったと考えておりますが、委員の皆様からご意見はございますか。

そして、今回、所有者不明森林についても所有者が分からなかった場合は、奥の方にある森林整備のための作業道開設を目的として、A、B、Cの森林については特に間伐等は行わずに、奥の森林に作業道を通すために特例措置の適用を受けることについて何かご意見等はございますか。

最後になりますが、所有者不明森林の特例措置の活用にあたりましては、必ず都道府県の裁定手続きが必要となっております。その際に、都道府県が裁定するに当たって留意すべき点などがあれば、ご意見等を賜りたく思います。資料についての説明は以上になります。

安田課長補佐 ここで、久万高原町の小野課長、小坂主査より、簡単に自己紹介を頂きますと

ともに補足等がございましたらご説明をお願いいたします。

久万高原町小野課長

久万高原町 林業戦略課の小野と申します。私は、ちょうど森林経営管理制度が始まった時に中予山岳流域林業活性化センターにおりまして、今回のケーススタディで出てきました峰地区の現地にも実際に歩いて、所有者ともいろいろご相談をさせていただいた経緯がございます。地元にいる森林所有者は、なかなか山が急峻で、施業ができない状況が続いております、こういう制度ができて、取り組むことになって非常に喜んでいらっしゃるような状況です。その後いろいろと担当で進めてきたのですが、やはりどうしても所有者不明の森林が出てきて、そこで事務的にいろいろ進めあぐねている状況が続いております。これは久万高原町内でも一部でして、もし全域を調査するとなると、かなりの数の所有者不明森林が出てくるのではないかと感じているところです。今日は皆様のご意見を頂いて、これから他地区において、この制度に基づく取組を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

久万高原町小坂主査

同じく久万高原町の小坂と申します。資料の2ページにございますように、中予山岳流域林業活性化センターに町の職員としまして、派遣の形で森林経営管理制度に常時携わらせていただいております。2ページにもありますように、配分計画の企画提案に当たっては、設定いただいた森林組合にも十分現地の踏査していただいた上で提案を頂いて、採択させていただいておりますが、こちらの森林組合は自社に作業班を持っておりませんので、全て外注形式ということで、まず配分計画を設定されて、指名競争入札で外部に出される手続を踏み、決まった事業体と折り合いをつけていくなかで、地形的にもちょっとなかなか奥に進めないということが生じてしまい、今回取り上げていただいた次第です。よろしくお願いいたします。

安田課長補佐

どうもありがとうございます。続きまして、オンラインでご参加いただいている公益財団法人愛媛の森林基金の上田様、新開様、補足ですとかコメントがありましたら頂戴したいと思いますがいかがでしょうか。

(公財) 愛媛の森林基金 上田様

お世話になります。中予山岳林業活性化センターに派遣されています、愛媛の森林基金の主任技師の上田と新開になります。本日はよろしくお願いいたします。補足することは特にございませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

安田課長補佐

ありがとうございます。それでは、これからご議論いただきたい事項に進んでまいりたいと思います。資料1の5ページになりますけれども、3点整理をさ

せていただいております。これについて、一つずつ確認をさせていただきたいと思っております。まず1番目ということで、職権により町の担当職員さんが戸籍、住民票等を請求して所有者探索を実施する際に、今回のケースのように、請求時に必要な生年月日情報が分からずに戸籍、住民票の該当なしとなったような場合でも、特例措置の活用のための探索行為を十分に行ったと考えるが、これについてはいかがでしょうか、ということでございます。弁護士の品川委員、野村委員よりご意見等を頂ければと思いますけれども、いかがでしょうか。

品川委員 まず、質問ですけれども、3ページに最終住所地という記載があります。この最終住所地というのは、何を指すものでしょうか。

久万高原町小坂主査

こちらは最新の登記情報を取得しまして、登記情報に記載されている権利関係者の、時系列でいう最終所有者の住所というニュアンスになります。

品川委員 登記簿に記載されている所有者と目される人の最後の住所地という意味ですね。分かりました。私から見て少しピンとこない点がありまして、戸籍や住民票の職務上請求というのは弁護士が非常に頻繁に行う事務ですけれども、生年月日が分からないという理由でもって戸籍謄本等が交付されなかったという経験は今までありません。住所も、本籍地であるか住所地であるかに関わらず、氏名と住所地が合致していればだいたい出してくれるという認識でおります。本当に分からないのが生年月日だけで、それで該当なしという回答になってきたのか、というのがまず疑問点です。

それからもう1点。戸籍や住民票の附票を探索されたということですが、最終の住所を本籍地として戸籍を請求されたことはありますか。ちょっとここだけ質問させていただきたいのですが。

久万高原町小坂主査

この度の請求に当たりましては、登記情報の最終の住所、お名前で、生きておられるという前提で住民票を請求いたしております。その結果、既に該当なしという回答が来ておりますので、戸籍の方の請求には手を付けていないというのが正直な現状です。

品川委員 念のため、登記簿に記載してある住所を本籍地と考えて、戸籍を請求するという手間を一つ挟んでいただけたらと思います。おそらくそこに一時は本籍地を置いていたことがあるのではないかと。この可能性は決して小さいものではなく、そういう方はたくさんいらっしゃいます。その手を踏んでみて、それでも該当なしということになれば、それで特例措置活用のための探索行為を十分に行ったということによろしいのかなと思います。これについては一旦、以上とし

ます。

安田課長補佐 野村委員、いかがでしょうか。

野村委員 私も全く同じで、住民票の請求と書いてあったので、戸籍の請求を試みられた方がいいのではないかとということを申し上げようと思っていました。

安田課長補佐 ありがとうございます。久万高原町さん、いかがでしょうか。

久万高原町小坂主査

当町でも税務部局などでは探索のノウハウがかなり蓄積されていると思いますが、横の連携というものがまだまだ至ってないところもあると今、顧みたところでは。ご指摘いただいた、本籍を仮定して戸籍を請求するという手順は追って踏んでみたいと思います。

安田課長補佐 ありがとうございます。1番については登記簿に記載してある住所を本籍地と考えて、戸籍の請求を一度されてみるということを進められるということでございます。2つ目の論点に移りたいと思います。2つ目の論点は、所有者不明の森林そのものの整備ではなく、奥地の森林整備のための作業道開設を目的として、この特例措置の適用を受けることについてご意見はあるかということでございますけれども、これについてお考えをお持ちの委員がいらっしゃいましたらご発言をお願いしたいと思いますけれどもいかがでしょうか。野村委員、お願いいたします。

野村委員 前提を確認させていただきたいと思います。2ページに図面がありますが、これは現時点では緑色の土地について計画が作られていて、ピンク色の土地は計画の対象地外で、そもそも対象にしていない。要約すると、白抜きになっているのと同じような扱いであるという理解になりますでしょうか。

久万高原町小坂主査

はい。左様でございます。

野村委員 その場合に、今お考えになっていることとしては、このA、B、Cを対象にしたいというときに、緑色の森林を対象とする計画に追加・編入したうえで、1つの計画の中でやろうとしているのか、新たに追加するものを新たな計画として、別途進めるようなことになるのか、その辺はいかがでしょうか。

久万高原町小坂主査

その点につきまして、まず配分計画自体が変更ですとか、そういう手続が定め

られていないかと思えます。そうなりますと、一体的に実施するとなりますと、途切れないようになるのかもしれないのですけれども、先に作った配分計画を一旦取り消すようになるのでしょうか。それで一体のものとして、また配分計画を公告するということになりますと、時間も要しますし、もう既に森林整備に着手しているところもございますので、緑色の森林のうち、できるところは先に進め、ピンク色の森林は別の配分計画を立てる流れになるのではないかと想定しております。

野村委員

そうですね。そういうような問題があるのかなと思っただけの質問ですけれども。感覚的に言うと、一体として実施しようとしている森林の一部ですので、ピンク色の森林を追加するような手続がもし本当にないのであれば、今回のようなケースを念頭に、手続に係る実務を融通するというか、構築できれば、それがよろしいのではないかと思ったところです。

もしそれができたならば、当該土地（ピンク色の森林）としては、その一部に作業道を通すというだけであっても、計画全体としては、道路を通すだけの話ではなく、その他の土地も含めた施業のためということで、問題が解決できるのではないかと思ったということでもあります。

仮に、これだけ単独で、独立した計画を立てる、当該森林ではなくて、隣接する森林における作業の便宜のためだけに計画を立てるとなった時に、きちんと根拠等を調べずに申し上げているのですが、やはり、道路を通すだけの配分計画ができるのかというと、それは本来、想定していないのではないかと。そうであれば、その当該森林についても何かしらの施業を入れていかないと、難しいかと思いました。

欠けていたピースをそれぞれ単独で計画を作りましたという時に、実質としては一体なわけなので、やはりそこが一つの計画になるように、追加できるような形が望ましいのではないかと思いました。これは林野庁にも伺ってみたいのですけれども。私からは以上です。

安田課長補佐

ありがとうございます。林野庁から一言だけコメント差し上げると、配分計画には追加という規定がない形になっております。また、変更という規定もないので、先ほど久万高原町がおっしゃっていたとおり、リセットするとすれば、1回全部取り消しをした上で再度作り直すという形が必要になるのかなと思います。一体的なものとして扱うと、別の計画ではありますけれども、後で作ったものも一つの業者さんの中に取り込むことで、一体的に取り組むということはあるかということについては思っております。今いただいたご意見は、今後の検討の中でも活かせるものかなと思っております。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。品川委員、お願いいたします。

品川委員

本日の検討委員会の開催に先立ちまして、緊急に林野庁さんにメールを送らせ

ていただいて、これは森林法か、森林経営管理法かの法の適用の問題であるから、森林法の条文を参照しながら議論できるようにしていただきたいということで、森林法の条文が皆様のお手元に送られた次第です。

森林経営管理法は何をすべきかというふうに、基本に立ち返ってみた時に、条文というのは1条に目的があり、2条に定義があり、3条に責務があるという形になっていて、森林経営管理法もそのようになっています。森林経営管理法の2条の3項を見ると、『『経営管理』とは、森林について自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう』と。2条の4項を見ますと、『『経営管理権』とは、森林について森林所有者が行うべき自然的経済的社会的諸条件に応じた経営又は管理を市町村が行うため、当該森林所有者の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育を実施するための権利をいう』、というふうになっています。法律の文章というのはなかなか分かりにくいものですが、要するに、「真つ当な森林所有者さんがここにいれば行っていただであらう森林経営をやってください」という規定になっているわけです。そうすると、ここに道を通すということがこの所有者不明の林班A、B、Cについて、真つ当な、前向きな森林所有者さんがいたらやることであらうかという、それはもしかして少し違うかもしれないと考えるところではあります。

こういう場合に、森林経営管理法にずっと先立って森林法に規定がありまして、今回コピーしていただいた第4章に、土地の使用という単元がございます。そこでも第50条、「使用権設定に関する認可」ということで、「森林から木材、竹材若しくは薪炭を搬出し、又は林道、木材集積場その他森林施業に必要な設備をする者は、その搬出又は設備のため他人の土地を使用することが必要且つ適当であつて他の土地をもつて代えることが著しく困難であるときは、その土地を管轄する都道府県知事の認可を受けて、その土地の所有者に対し、これを使用する権利の設定に関する協議を求めることができる」と。

さらに51条にあって、「前条第一項の規定による協議がととのわず、又は協議をすることができないときは」、すなわち所有者不明のときは、「同項の認可を受けた者は農林水産省令で定める手続に従い、その使用権の設定に関し都道府県知事の裁定を申請することができる。但し、同項の認可があつた日から六箇月を経過したときは、この限りではない」という条文の規定がございますので、事態をストレートに反映するのは森林法の50条、51条の規定であるかなと気がついたところでございます。この辺り、このような読み方でよろしいのかどうか、皆様のご意見も伺いたいと思います。

城室長

使用権設定についてそれほど詳しい訳ではありませんが、改めて我々でも担当等に聞いてみたいと思います。使用権の設定自体は、年間数件程度あったのではないかと思います。収用までいった例が殆どないということだったと思います。相手が不明の例があるかどうかについては、今覚えておりませんが、

法律上は道を通すために使う際にこういうことができる、ということになっております。第61条の2項には供託という手続きもございまして、土地を使用し、又は収用する者が補償金を受けるべき者を確知することができない。ということで、不明者の場合も法律上は想定しているところですので、こちらについても検討はできるのではないかなと思います。

福田課長 確かに道を通すということだと、私も森林法50条があるなと思っていたのですが、敢えてこの所有者不明の特例を適用しようとしているなかで、これからやろうとすることを作業道の開設に限定している理由が何かあるのでしょうか。近くで伐採・搬出をしようとしている訳ですよ。そこで敢えてそれを抑制して、単に道だけ通すという、そこまで抑制したやり方をする必要あるのかなと思いました。何かご事情等があるのでしょうか。

久万高原町小坂主査

故意に限定したというわけではないのですが、車両系による搬出間伐を物理的に実施するということになると、業者の方や森林組合の方に現地を歩き回っていただいて、やはり不明の方の森林を通らないことには、既に配分計画が設定されているところの森林の整備が当初の計画どおりにはいかないということがありましたので、焦りではないですけれども、計画の目的を達成するためには必要なことなのかなという判断で、動いたというところにはなります。

福田課長

むしろ、所有者不明の森林でも配分計画まで作れば、その事業体が木を伐ることもできるようになるわけですので、一緒にやっしまえばいいのかな、と単純に思ったのですが、何かやれない理由があるのかなという趣旨です。いかがでしょうか。

久万高原町小坂主査

物理的には所有者不明の土地についても森林整備ができないことはないと思いますので、制度にのっとして総体として動くのであれば、その選択肢を本日、ある意味ご教示いただいたのかなと思います。すでに公告済みの配分計画を転ばず訳にはいかないということで、少し限定的なとらえ方になっていたところがあるのかなと、考えていたところです。

安田課長補佐

この件について、他に各委員の皆様からコメント等ありましたらお願いしたいと思います。野村委員、お願いいたします。

野村委員

品川委員からご指摘のあった、他の制度もあるよということですが、そういう制度や使い方というのは複数あり、いろんな選択ができるのが一番いいと思います。今回の場合は、森林経営管理法に基づいて、ここ自体をその区域に

含めていく、別立てとしても、含めていって全体として経営管理を行うということがよろしいのではないかと私も思いました。おそらくそこで道路を通すだけとおっしゃる趣旨は、所有者が不明なので、なるべくその所有者に対して負担が小さいようにというような、謙抑的なお考えがあつて最低限の利用をするといった慎重なお考えで対応されているのかなと思います。むしろ逆に、この制度は決してそういうことではなくて、所有者不明であっても、そこも含めて全体として森林を経営していくのが適切な時には、道を開くものですので、堂々と一番良いやり方、経済的にもメリットのあるようなやり方というようなことを追求していただく。かえってその方が、品川委員がおっしゃったように、道路だけ通すための制度ではないよねという話に、むしろなってしまうのかなと思いました。

安田課長補佐 ありがとうございます。他の委員の皆様いかがでしょうか。品川委員、お願いいたします。

品川委員 資料1の4ページの表を見てまして、峰地区の山林は、手を入れれば収益が出る訳ですね。いくつかの都道府県で、森林経営管理法の研修の講義などをさせていただいていて痛感することは、供託という制度について、行政が非常に臆病になられている、あるいはご経験がない。条文を読んでいても、おそらく前の方で疲れてしまって、供託のところまでご注意が及ばないということになってしまうのかなというのがありますし、何しろご経験がないということかと思えます。

収益が発生すると供託ということになってしまうので、そのことが、うかつに手を出せなくさせてしまっているということなのかなと思うのですけれども、決してそういうものではありません。やってみれば簡単なことですので、ぜひご経験していただくといいのかなと思います。逆に、森林法の土地所有権の設定ですと、先ほど課長がおっしゃったように、あまり全国で使用例がない上に、都道府県知事の認可をし、裁定申請をして、その後収用するのかもしれないのかといった話も出てきてしまって、ほかの市町村を見てもあまり事例がなく、そうになると、うかつに手を出せないものなのだろうと思います。それよりも、きちんと森林整備をして、環境に良いことをすると、所有者不明のA、B、Cの森林についても、供託は本当にやってみれば簡単ですので、臆することなくチャレンジしていただく方がよろしいのかなと。実際のところ、森林経営管理法を使って道路しか作りませんでした。それで、誰かが損害賠償請求を起こすとか、怒ってデモをするとかそういうことではありませんけれど、やはり物事は正面からなるべく趣旨の違うことをしないように、素直な法解釈で取り組んでいただくとありがたいなと思いますので、ご検討いただければ幸いです。

安田課長補佐 品川委員、ありがとうございます。他の委員の皆様いかがでしょうか。例えば、

森林整備のお立場として片山委員、何かありましたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

片山委員 私も、久万高原町の考えや思いは非常に分かります。実際に森林整備をしていくなかで、所有者不明の森林があって、そこを本当に整備できるのかなと思った時には例えば本当に道だけつけて切り抜けようかなというような、そういう考えに多分私もなっていたと思います。品川委員や野村委員のご意見を頂いたということで、供託のことをもう少し勉強してしっかりとやっていければ、実際の取組はもっと進むのかなと感じた次第でございます。

安田課長補佐 ありがとうございます。河合委員、いかがでしょうか。

河合委員 私がこの検討委員会の委員になった時には市役所の林務課長でしたが、やはり同じように、所有者不明の森林で収益を上げる施業は市としてはやりたくないという発言をしています。ですけれども、供託の制度があるということを教えていただき、「そういう方法があるんだ」ということで知った次第です。そういった方法があるので、一体的に取り組みられたほうが良いかと思います。ここに作業道を通して災害（発生）の可能性は大丈夫だろうかという点は、この図面を見ていてすごく気になりました。Bのところは傾斜がきついところかと思いますが、こういったところを全体的にもう少し整備できるようになれば、路線の計画などもまた違った計画ができるのではないかなと見ておりましたので、そういうことも含めて、どうしてもここに道がかかるからという考え方ではなくて、そこも含めて整備をするという方向に向かわれた方がよいのかなと思います。

安田課長補佐 ありがとうございます。今まで各委員からは、特例措置の活用ということで森林整備も含めて、というコメントを多くいただいたと私は捉えておりますが、いま河合委員から災害のリスクの関係でお話をいただきました。実際の森林の状況について、こちらの方で承知していないところもあって申し訳ないのですが、森林の状況やそういう中でどういう森林施業の形が望ましいのかについて久万高原町からお話を頂いた上で、阿部委員あるいは植木委員長からコメントをいただけますと幸いです。ありがとうございます。いかがでしょうか。

久万高原町小坂主査

現地の写真が資料にございませんので恐縮ですが、いわゆるスギ、ヒノキの針葉樹林、人工林であることには違いがないのですが、地形条件をお分かりいただけるようにと思い、2ページ右側の図3 微地形図をご提供いたしております。先ほどおっしゃっていただいたように、色が濃いところは地形的にも見るからに難所となっております。私は治山事業も担当しております、当町でも想定

外の大雨などによって作業道が水を集めて崩壊するという事例の現場に行き当たるともございます。こちらの地区に限って申しますと、地形としてはご覧のとおりで、配分計画を設定している森林の北側に一番の大きな谷があるのですが、そちらで谷が時折、凸になっているところがあるかと思いますが、そこに既に谷止工が一応整備されているような現状になっております。一番大きな谷の裾野は山崩れが極力しにくいような対策が既になされている状況です。そこに安堵するわけではないですが、そういったところを総合的に判断しながら取り組む必要があるのかと思ったところです。

安田課長補佐 ご説明ありがとうございます。阿部委員、コメントございましたらお願いしたいと思います。

阿部委員 図と今のご説明だけでは何をコメントすれば良いのか少し分からないところもありますけども。図3で見ると、BやBの西側は、南に向かって細かい谷が進行しているような感じに見受けられますし、そういうところもあれば比較的緩傾斜なところもあり、作業道をどこに入れるのかというところが難しいところもあろうかと思いますが。その辺は現場の方が実際にご覧になって線形を入れたのでしょうから、一番良いところを選んでいらっしゃると思います。私が気になっているのは、ここの森林は壮齢林で、長伐期施業に移るような森林が多いということで、そのために間伐をされるということですが、壮齢な森林になってくると、例えば崩壊防止機能ということを考えれば、森林としてはかなり十分な崩壊防止機能があって、崩壊を抑止していると考えていいと思います。さらに間伐を進めて、本数密度がかなり下がってくると、かえって立木間の樹木が生育してない場所での安定性が落ちて、細かい表層崩壊が起こりやすくなるというようなことも言われています。その辺のところもご注意されて間伐を考えられるとよいと思いました。例えば、具体的に長伐期になってha当たりの本数が例えば、600とか700まで落ちてくると、かなりスカスカの状況になってくるとと思います。そういう場合には、林業としてのきめ細かい手入れを行わないのであれば、本数を下げるようなことは避けて、1,000本近い状況を維持しておいた方が、逆に斜面安定という点ではよいのかなと感じました。

安田課長補佐 専門的な見地からのコメントをありがとうございます。植木委員長、何かございますか。

植木委員長 確かにこのデータだけでは説明がしにくいところがあるのですが、微地形図を見ると、愛媛県のこの山岳地域には、急な斜面が多いですね。多いですが、今回の路網設定がベストかどうかということについて、今の情報だけで私自身、判断しにくい状況です。この路網がちょうどB、Cの角に来ている訳ですよ。どうしてもそこを通さなければいけないのか、ということにはちょっと分かりま

せん。むしろ、もう少し東側の方が平坦なところがありそうな気がしますけれども、この図だけでは判断が付かないところもあります。別な路網設計があり得るのかどうか、ということをもう一度検討されてみたらどうかと思いました。それから、長伐期にもっていく場合には、先ほど阿部委員が言われたように、立木があることによってある程度、土砂崩壊防止機能を高めていくわけですから、ある程度、立木本数は残しておくということが大事で、言うならば横とのつながり、樹木と樹木との関係におけるネットワークを維持するような整理をしていくということが大事なのかなと思っております。ただ、手元の情報だけでは森林の状況もよく分かりませんし、この図だけでは非常に判断が難しいというのが正直なところでございます。

また、基本的には供託等々の話がありましたので、そのもとで進めていっていただければ、それが良いのかなとは思いますが。

安田課長補佐

ありがとうございます。特例措置の適用というところでは、森林整備も含めて供託を使いながら取り組んでみてはいかがかということでコメントを頂いたと認識してございます。また、森林整備については、路網の考え方や立木本数についてコメントを頂きました。ありがとうございました。

このまま3番に進めていきたいと思っております。1番のところ、戸籍も含めた部分でもう少し調べてみてはいかがかということでコメントを頂きました。その部分と、所有者不明森林で裁定に進めていく際の前提条件が少し変わってきているのかなと思っておりますが、この場の議論としては、まずは戸籍をあたっていただいて、見つからなかったということをお前提にするのと、その部分の森林整備も併せて行うというような前提のなかで3番の部分のお話をさせていただきたいと思っておりますけれど、久万高原町さん、それでよろしいでしょうか。各委員の皆様からお話いただいたことを踏まえて、戸籍も含めて調査をしました。それでも見つかりませんでしたという前提のもとで、この部分についても、作業道だけでなく森林整備も含めて取り組んでいくということで、知事裁定に進んだ際に、県が裁定を行うにあたって留意すべきことがあるのか、という点についてご意見を頂戴できればと思います。委員の皆様で何かご意見等ある方がいらっしゃいましたらお願いいたします。

品川委員

専門家の方から申し上げることについては、基本的には先ほど申し上げたことに尽きるのですが、集積計画を立てる際には、間伐するのであれば間伐率や、林道の通し方についても適宜、適切な方法であるかという点もチェックが入っていくものになっております。やはりそういったところはまた別の専門的な見地から一旦見直しをしていただければ、それでよろしいのかなと思っております。

安田課長補佐

ありがとうございます。久万高原町さんから何かコメントはございますか。

久万高原町小坂主査

全国でも4例ほど特例の適用が出てきているとのことですが、愛媛県では、まだ実例がございませんので、携わっていくとなりますと不慣れなところも出てきますので、そういった実例等々を含めて情報共有ですとか、やり方についてご助言いただけるとなるとお進めやすいのかなと、実感として思ったところです。

安田課長補佐

ありがとうございます。林野庁でもそのような形で進めたいと思います。中予山岳流域林業活性化センターから手が挙がっておりますので、お願いいたします。

(公財) 愛媛の森林基金 上田様

森林整備を行って、供託金をというお話ですけれども、供託金の取扱いについて知識も経験もないので、どのように取り扱っていけばよいのか分からないところがあります。具体的にどのように取り扱っていけばよいのか、関連する知見がありましたら、教えていただければ幸いです。

安田課長補佐

まず林野庁からコメントをさせていただきます。(※閉会の直前にも補足あり)

武山係長

林野庁の武山です。今ここに書類があるとか、法律の第何条に関連する記載がある等はないのですが、昨年度、本検討委員会でまとめたガイドラインにも、供託金の扱い等について書かせていただいたかと思っておりますので、実際に扱われる際にそちらも適宜ご参照いただければ幸いです。もしガイドラインをお持ちでない場合には、こちらからデータをご提供等させていただきますので、お問い合わせをいただければ幸いです。

(公財) 愛媛の森林基金 上田様

ありがとうございます。

安田課長補佐

資料1ですが、何か全体を通じて何かコメント等ございましたら頂戴したいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。それでは、特にないようですので、引き続きまして、議題2に移りたいと思います。議題2としまして森林経営管理制度に係る都道府県市町村アンケートについての情報提供ということで、林野庁からご説明をさせていただきます。

【2. 森林経営管理制度の課題について】

武山係長

引き続き武山からご説明させていただきます。「森林経営管理制度に係る都道府県市町村アンケートについて(情報提供)」という資料をご覧ください。森林経営管理法の施行から5年目を迎えて森林経営管理制度に係る取り組みが本

格化しております。そういった5年間の取り組みによって明らかになった課題等を把握するために各都道府県市町村に対して森林経営管理制度に係るアンケートを実施いたしました。アンケートの概要について1ページ目の左の方になっております。

目的は課題の把握で、対象としたのは5条森林（森林法第5条に定められた地域森林計画の対象となる民有林）を有している市町村及び47都道府県です。アンケートですが、市町村に対しましては、右側の画像にある選択肢を設けて回答していただく形にしておりまして、Microsoft Forms というツールを使い、インターネット上で各自がアクセスし、記入をしたり選択肢を設けたりするような形をとって回答を集計しております。都道府県につきましてはWordの様式をメールでお送りしまして、制度の改善点について自由に記載していただく形でアンケートをとりました。実施期間につきましてはこちらに記載のとおりでございます。集計結果は6月23日までの締め切り時点で対象である1,578市町村のうち1,249市町村から回答を頂いております。約8割の対象市町村から回答を頂いている状態でございます。今回は細かい分析等はまだ進行中でございますが、とりあえずこういったアンケートを実施したということと大体の結果につきまして、情報提供をさせていただければと思います。

では次のページをご覧ください。市町村に対して行った選択肢や記述等について、このような設問を設けております。まずは森林経営管理制度の推進に課題はあるのか、「課題あり・なし」で「課題がある」と選択した市町村について課題ありの場合、まずは制度の手続き以外、マンパワーが足りないとか森林の境界が定まってないなどの制度の取組以前の課題等について選択肢を設けて、その他の記述も設けてアンケートをとっております。また、その「課題あり」のうち制度の手続きそのものにハードルを感じるものはあるかということでもまた「当てはまる・当てはまらない」を設けました。「当てはまる」と回答した市町村に対してさらにハードルになっている手続きは具体的に何ですか、ということを選択肢およびその他自由記載で回答をお願いしております。そして森林経営管理制度の推進ともう一つ、所有者不明森林の特例について、ニーズの掘り起こしと特例制度を使っていない理由等を聞くために同じようにアンケートをとっております。質問につきましては「管内に、手入れが必要であるものの所有者が不明であるために手が出せない森林があるか」、または「今後発生すると思うか」、このニーズについてまずは設問を設けまして、「今はなく今後も発生しない」、「今はないが今後発生しないと思われる」、「実際に今現在生じている」、また「あり」というところにつきまして、この所有者不明森林の特例の適用を検討したことがあるかどうかについてお聞きしております。「検討して適応した（または適用する予定）」、「適用したが、検討しなかった」、「検討したことがない」という設問を設けました。「検討したけど適用しなかった」についてその理由は何か聞いております。「検討したことがない」という市町村につきましては理由を聞いたのではなくて、検討したことがない場合でも、この特例では

所有者、登記名義人が死亡されている場合相続人探索はいわゆる原則として配偶者と子に限られていることを知っていたか、その上で検討を適用したいと思うかということについても、設問を設けて聞いております。設問の体系は以上のようになっております。

次のページからはアンケートの結果をグラフ等で説明させていただきます。まず「森林経営管理制度の推進に課題はあるか」というものにつきまして、約8割の市町村において「課題がある」と回答しております。この課題ありと回答した77%の市町村に対して「制度の手続き以外について課題はあるか」というものが4ページのグラフになります。やはり市町村職員の不足ですとか、小規模分散で森林が集積集約化につながらない、境界が不明確な森林が多いというものにつきまして7割を超える市町村が、当てはまる、やや当てはまると回答しております。内訳にありますが、赤が「当てはまる」、オレンジが「やや当てはまる」、緑が「やや当てはまらない」、青が「当てはまらない」、という形になっております。いずれにせよ半数以上の市町村で「当てはまる」、「やや当てはまる」という形になっております。またグラフの横にその他で自由記述を載せております。制度とは少し関係ないところもありますが、「譲与税の割り当てが少ない」、「予算が限られている」、「所有者の森林及び制度への理解が浅い」、「保有している森林情報が正確ではない」、「一度預かったらずっと預かることを希望されそうで、預かりたくはない」ですとか、「自費で森林を管理している所有者から不公平さを訴える」等の自由記載の記述がございました。「マンパワーが不足している」とか「境界が不明確」という選択肢は設けているのですが、それでもやはり自由記載でマンパワー不足とか境界不明とか地籍調査が終わっていないというようなものもかなり多く記載いただいております。制度以外の課題についてはこのようになっております。

続きまして5ページに移らせていただきます。先ほど森林経営管理制度推進に「課題がある」と答えた960市町村のうち、制度自体に対してハードルを感じているという市町村が681市町村ございました。「課題あり」のうちの71%、全体のうちの約55%の市町村が制度の手続きそのものに課題を感じているという回答結果になっております。内訳を説明いたします。

6ページをご覧ください。「関係権利者全員から同意取得しなければいけない」ですとか、「配分計画の作成時企画希望をする者が1者であったとしても企画提案を行わなければならない」、「伐採届についても提出を求められる」、「集積計画の存続期間を自動延長できない」、「所有者不明森林特例における公告期間が長すぎる」という設問を設けておりましたが、いずれにしても過半数の市町村が当てはまると回答しております。特に全員同意につきましては、9割以上の市町村がハードルであるという回答をしております。右側のその他の自由記述になりますが、制度に関わる手続きが煩雑である、関係権利者が多くなるほど手続きが増える等々の回答を頂いております。また、制度自体の課題について記載してくださいと質問を設けてはいるのですが、こちらでもマンパワーが不

足しているとか境界が不明確という記載が多く見られて、かなりその辺りに課題感している市町村がいるという印象を受けております。制度に関する設問についてはここで以上になります。

次のページから、所有者不明森林の設問に移ります。まず所有者不明森林の潜在的なニーズについて、「手入れが必要でありながら所有者が不明であるため手出しができない森林が存在するか」と聞いたところ約2割の市町村でそういった森林がある、7割の市町村で今はないが今後発生すると思う、10%の市町村が、今はなく今後も発生しないという回答になっております。この2割の赤の市町村について追加で質問を設けております。特例の適用の検討状況についてです。先ほどの247市町村に対して、「制度の特例の適用を検討したことがあるかどうか」について質問しました。赤いところの18市町村、約7%が「制度の活用を検討して適用した、もしくは適用する予定」であると回答しております。黄色は「検討したものの適用をしなかった」、水色は「検討したことがない」という回答になりました。黄色と水色について追加で質問を設けております。水色は次のページでご説明いたしますが、黄色の「検討したが適用しなかった理由は何か」と聞いたところこのグラフのようになっております。具体的な手続きがわからない、のちのち不明者が判明してトラブルが心配である、手続きに時間がかかる、施業の優先順位が低い、といずれの理由も7割を超え、こういった理由によって検討したけれども踏みとどまったという回答になっております。ここにつきましても選択肢以外にその他の自由記載で回答を求めておりましたけれども、選択肢の内容と重複するものばかりでしたので、こちらの記載は抜いております。

水色の「検討したことがない」について9ページに移らせていただきます。グラフ自体は先ほどの3色のグラフと全く同じで、水色のところに追加で質問した結果の内訳が書かれております。「制度の活用を検討したことがない」という市町村に対して「相続人の探索はいわゆる原則として配偶者と子に限定されることを知っていたか、その上で適用を検討したいと思うか」と聞いたときに、58市町村で「知っていたが適用はしなかった」、53市町村で「知らなかったがそうであったとしても適用したいとは思わない」、65市町村で「知らなかったが、それであれば適用したいと思う」となりました。どうあっても使わないというような市町村もいる中で、「知らなかったが使いたい」と回答した市町村も一定数存在しております。赤い扇形で囲っておりますけれども、これらの市町村が今後制度を適用するポテンシャルがあるのかなと考えております。市町村に対するアンケートについてはこれで以上になります。

10ページになります。都道府県に対してのアンケートですが、「制度を運用してきた中で改善すべき点はありますか」ということで自由記載を求めております。主な意見は上の黄色い四角の中にもありますが、集積計画に関するもの、伐採届に関するもの、この所有者不明森林等の特例に関するものがございました。まずは集積計画に関するものから見ていきますが、集積計画策定時の全員同意

について2点ほど出ております。「集積計画の策定の際に関係権利者の同意が必要で登記簿上の所有者が死亡している場合など、権利者の特定に多大の労力と時間を要するので全員同意の規定について見直す必要があると考える」という意見。あとは「集積計画を相続人全員が同意しなければいけないが職員の負担がとても大きい、林業経営に適さない森林について収益等が発生しませんので代表者からの同意でも可とできないか」という意見がございました。また先ほどの配分計画の変更ができる、できない、の話にも関わってきますけれども、集積計画の変更についても、二つほど意見が出ております。「変更の手続きがないので計画を丸ごと取り直し1からやり直すのが大変である」とか「集積計画を公告してから所有者から、変更の要望を受けることがあるので、そのときに変更の手続きを行えるようにしてほしい」というような意見がございました。次のページに移ります。伐採届が令和5年4月から必要な書類とか事務がかなり増えたという経緯にありまして、伐採届の事務が結構大変になっているため、「集積計画に基づいた市町村経営管理事業を行うときは伐採届の提出を不要にしてほしい」ですとか森林経営計画制度の際は伐採届は事前ではなく事後の届出でよいことになっているのですが、「森林経営管理制度でも事後提出にしてはどうか」というもの。あとは集積計画でやっている際は境界等の確認はしていますので、「隣接所有者との確認状況がわかる書類、伐採届に添付するものを不要とできないか」というような意見が上がっております。

次に進めさせていただきます。所有者不明森林等の特例についての意見でございます。所有者不明、共有者不明森林における公告の期間は現在6か月となっておりますけれども、「農地と同様に期間を2か月に短縮できないものか」、「確知している共有者全員が集積計画に同意していてその持分過半数を超えているときは不明共有者の持分に関するみなし同意を得ずとも経営管理権を設定することにできないか」というようなものになっております。これまでが市町村と都道府県のアンケートの報告です。

13 ページ以降で、これまでのアンケート結果をまとめております。まず、市町村のアンケートになります。森林経営管理制度の推進に当たりましてグラフでもご覧いただきましたが、課題を感じている市町村が約8割に上っており、手続以外について市町村のマンパワー不足、森林が小規模分散していて、集約化ができない、境界・所有者が不明であること等について課題を感じておりまして、森林経営管理制度そのもの以外の取り組みについても多くの市町村が課題を感じている状況であるというのがアンケートで把握ができたことになっております。制度自体にハードルを感じている市町村が全体の約55%、課題ありのうちの約7割が、制度自体にも課題を感じているとのこと。私達が設問選択肢として設けたものについては、いずれも過半数以上がハードルを感じていると回答しておりまして、自由記述においても手続きの簡素化を求める声がとても多くなってまいりました。関係権利者の探索ですとか合意形成と事務手続きの多さがネックになっているのではないかと思います。

14 ページをご覧ください。所有者森林の特例についてですけれども、手入れが必要であるものの所有者が分からないで手入れができない森林について、全体の約 2 割、247 市町村で「ある」と回答しております。それらの市町村の中で実際に今現在、特例の活用を検討もしくは既にしたところが 18 市町村。活用を検討したことがないけれども、探索が必要な範囲が限定されているのであれば 65 市町村が特例の適用を検討したいと思うと回答しております。特例の活用を検討もしくは既にした 18 市町村と、探索が必要な範囲が限定されていけば適用したいという回答した 65 市町村、これら合わせて 83 市町村については、制度の活用に至るポテンシャルがあるのではないかと考えております。また一方で、制度の活用に否定的な市町村も一定数存在しておりまして、不明者が後から出てきた場合のトラブルの不安ですとか、具体的な手続きがよくわからないという声はかなり上げられております。わからないから適用に踏み切れないという声もありますので、特例活用についてさらに周知理解の向上を図っていくことも重要ではないかと受け止めております。こちらで今回実施したアンケートの報告については以上になります。

安田課長補佐

アンケート実施結果のご説明をさせていただきました。これから各委員からコメントを頂きたいと思のですが、分野が広いので三つに分けたいと思います。一つ目としては制度の手続き以外の課題ということで、4 ページの部分のお話。次に制度の手続きの課題ということで、5 ページから 6 ページ、それと都道府県の 10 ページ 11 ページ、その後で所有者不明森林の特例の活用というその 3 つに分けて、コメントをいただく形で進めさせていただきたいと思います。それでは最初に制度の手続き以外の課題ということでコメントがある委員がいらっしゃいましたらお願いしたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。品川委員お願いいたします。

品川委員

本当に林野は問題点が満載だと痛感するところです。いろいろなアプローチで、解決に向けての努力がされているところはあるかと思えます。役場の職員が足りないという点については、自治体によっては専門的な職員を雇用するなどして、意欲的に採用活動を行っているところもあります。単に足りないと言っているだけではなくて、即戦力となる専門職員の採用活動も含め、若手の育成も都道府県で努力されているところだと思えます。それから小規模分散で集積集約化に繋がらないという点もありますが、森林経営管理法というのは、1 林班からでもできるわけですので、本当に進めていこうと思えば少しずつでも前進可能です。境界が不明確な森林が多い、これは本当に深刻な問題で地籍調査をいかに早くしていただくかということは念願ではありますが、令和 3 年の民法改正で創設された所有者不明土地管理制度により、境界に関する問題もかなり解決できるようにはなってくるはずですので、制度の活用を皆さんに学習していただけたらなと思えます。このように、既存の体制で解決できるもの

もありますが、森林整備を担う林業事業者がいないと言われたらこれは本当にどうにもなりません。これを言われてしまいましたら、問題の解決にならないということで、こういうところは林野庁に頑張ってもらって、ぜひ既存の林業事業者ができるだけ規模拡大していけるように旗振り役をこなしていただきたいところかなと思います。自由記載のところだと、伐採届に関しては他の制度に関する要望というところでも繰り返し出てきますけれども、なるほどもっともな要望かもしれないと思いました。

安田班長

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか？

植木委員長

制度手続き以外の課題については正に日本林業の課題であるわけですし、今の状況や条件等々を踏まえれば、正直、この制度は非常に進めにくいということだろうと思います。森林経営管理制度以前の問題として、前から言われている市町村役場の職員が足りないし、それから林業事業者がどんどんなくなってきている。要するに担い手となる伐採・造林の事業者が少なくなってきている。これについては、日本が持っているこの森林資源というものを、いかに活用するかということについて林野庁のこれまでの政策がうまくいかなかったということなのだろうと思います。ちょっときつい言い方をすればですが、それならばどうするのかという一朝一夕でできるわけではなくて、むしろ今後の基盤整備を進めていくためには林野庁はどのように考えているのかということをもっと聞いてみたい。所有の小規模分散はこれまでの日本林業がそういうことなのでやむを得ないのしょうけれども。やはり問題なのは、市町村役場の職員が足りない、市町村自体も予算的に確保できないという状況があり、予算確保できているのはごくごくわずかです。長野県でいえば、二つか三つの市町村しか自分たちで賄うことができないだろうと思います。要するに、森林は大事だが担い手がない。他の市町村ではほとんど専門職としての林業従事者、あるいは専門職員を自分たちで雇用することすらできないという事情です。これをどうしたらいいのかというのは、全く頭を悩ませるわけですが、林野庁が知恵を出してほしいなと私は思っております。森林経営管理制度が、今の状態でいくなれば進まないことはないですが、その進捗は遅いだろうと思います。それを一つ一つどこから攻めていくのか、あるいは立て直していくのかということをもっと今後検討する必要があるだろうと思います。

安田班長

ありがとうございます。他の委員の皆様で何かございましたお願いします。片山委員お願いいたします。

片山委員

実際、施業をしている森林組合として、市町村の職員が足りないということはもう最初から我々も分かっていました。この制度が始まった時点で、森林組合や、事業者が中心になって市町村にこちら側から提案をしてやっていこうとい

うことで、取り組んできたところがございます。ただ、いろいろやってみたのですが、やはり市町村の職員が足りないというのは本当に切実です。去年、石川県、特に我々の南加賀の方が、大きな災害があり、災害があったらもうピタリと止まりました。経営管理制度については、どこの市町村もできなくなりました。市町村の職員が足りないということが非常に大きかったのかなと思います。今の制度は、予算の裏付けがしっかりしているので大変ありがたい制度だと思っております。市町村も毎年毎年、国から森林環境譲与税として財源が来るとのことなので、市町村の職員は本当にこれはどうしても必要ですけども、この財源を本当に利用していけば、例えば森林組合や事業体が、ある程度頑張ることによってその予算の裏づけがあつてのことですが、この事業を進めていくということは可能になるのではという気がします。ただ制度の話になってくると思うのですが、やっぱり手続が大変煩雑で大変だなと感じているところがございます。

安田課長補佐 ありがとうございます。林野からコメントさせていただきます。

福田課長 コメントありがとうございます。我々もこの設問を作るときに、自分で自分の首を絞める設問を書きたくないなと思いつつ、悩ましく思っていました。今、コメントいただいたとおりだなと思いました。

まず全般的に、片山委員からご指摘がありましたように、経営管理制度は徒手空拳でやるものではなく、森林環境譲与税というお金がセットになっているので、お金を使ってうまくやっていただきたいということが一番大きいことだと思います。そういう中で役場の職員が足りないという点については、譲与税のお金も使って職員を雇うという方法もあります。市町村の体制整備というのは、我々の政策的な建てつけから言いますと、都道府県の責務となっています。森林環境譲与税の1割程度は市町村支援のために都道府県に交付していますので、市町村をサポートするのは、まずは都道府県だと我々としては思っています。もちろん都道府県を支えるのは我々でもありますし、市町村に対しても、林野庁からも直接サポートもしているということもございます。

小規模分散で集積・集約化に繋がらないという選択肢も入れるかどうか、悩ましく思いましたが、集積・集約化につなげるための森林経営管理制度なので、一步一步、努力を積み重ねていくしかないのかなと思っております。

境界不明確、所有者不明については、先ほど冒頭の私のご挨拶で申し上げましたけども、境界明確化の新しい手法とか、所有者不明の特例もございますので、そういう新しい仕組みを使えるように、我々もプロモーションしていく必要があると思っております。

森林管理制度を十分理解できていないという点は、私どもの努力不足というところもあるのかもしれませんが、そこはさらに噛み砕いていくということかと思っております。

最後の林業事業者がないという点は、森林経営管理制度だけの問題ではなく、我が国の森林・林業全体の問題でありまして、人手不足と言われる中で、森林・林業に就業していただける方をどう確保していくのかという点は、林野庁全体の課題として受け止めております。私も各地にお話を伺いに行くと、「事業者がないので、自分たちの町で新たな事業者を立ち上げていきたい」という声をお聞きすることもあります。地域での地道な努力が、課題解決に繋がっていくと思いますし、そのためのサポートを私どもも惜しまないことだと思っています。

品川委員

一点ちょっと気になりました。森林環境譲与税が配分される際に、森林のない都市部に対しても多額の譲与税が譲与されるという仕組みになったということです。これまで、そういった自治体、具体的には大阪や横浜等が挙げられておりますけど、どのような実績を上げていますでしょうか。

福田課長

我々、都市部と山村部という見方で分析しておりますが、令和3年ぐらいまでの実績で言うと、都市部と山村部の間で、活用率に大きな差はありませんでした。最近では、森林が多い山村部のほうが、より高い活用率を示すような傾向にはあると思っています。

品川委員

まだ5年程度しか経過しておりませんので、見えてこないというところもありますけれども、ぜひ都市部でこういった活用の仕方がされているのかということは、特に森林を多く抱えた自治体は強い関心があることかと思っておりますので、情報提供をお願いしたいと思います。

福田課長

森林環境譲与税の配分譲与基準では、私有林人工林面積が5割、林業就業者数が2割、人口が3割ということで、森林が0のところにもお金が行くのはおかしいのではないかというご意見をたくさん頂いております。私どもの趣旨としては、一つは、森林環境税は、納税者6200万人から頂くものでございますので、森林がないからといって、全く裨益がないということにはできないという観点と、森林整備から出てくる木材を使うのは都市部ですので、都市部で木材利用を進めていただくことが、ひいては森林整備につながるという思想のもとで、人口割が入っています。ただ、人口割が3割という数字がいいのかどうかというのは、ご議論があるところかと思っております。

他方で、山村部のように森林が多いところにお金を多くしようとすれば、当然都会は減ってしまうということもあって、都会の方にとっては、これまで一生懸命、木材利用で頑張っていたのになんでそれが減らされるのだという話にもなりかねません。ゼロサムゲームということになりかねませんし、それでお互い反目してしまうのは非常によろしくないと思います。むしろ、山村側が森林整備はこんなに大変で大事で、かつこれまでいただいてきた譲与税はこんなに有効に使ってこんなに皆さんに喜ばれているので、都市部の方にもより一層の

ご協力をお願いしたいという姿勢で話を進めていくことが、一番大事なかなと思っております。そのためには税を「使いました」で終わるのではなくて、「こんなふうに使ってこんな方々にこんなふうに使われている」など、使うことの意義を多くの方に伝えていくことが、私どもの今一番大事な課題と思っております。

安田課長補佐 他の各委員いかがでしょうか。阿部委員お願いします。

阿部委員 4年間この委員会に出席させていただいて、この森林経営管理制度は日本の森林林業を再生させる柱としてすごく重要だという認識を持っています。私の大学は「森林資源科学科」、昔は「林学科」と言いましたが、一応森林のを中心に勉強してもらっていますけども、ここを卒業して、森林関連の仕事ができる学生はほんのごくごくわずかです。本当に残念ながらそういう実態なのです。この森林管理制度を日本で十分活用してもらって、林業として日本の森林が使えるような、そういう国にしていってほしいなと強く思っています。小規模で分散した今のような状況では、なかなか先が見えないと思いますが、生業として森林が活用できないと、そこで働ける人たちの数も限られてしまいますし、大学はてき面にそれが表れていて、林学科がなくなってしまった大学がたくさんあります。そういう状況なのでぜひ頑張ってもらいたい。この委員会の中で、ケーススタディで、いろいろな地域でこの制度を活用して実際に運用されていて、多分うまくいっているようなところもあるかと思うのですが、そういった成功事例をどんどん増やしていってほしいなと思います。まだ5年ですから、このアンケートではあまり良い結果が見えないのかもしれませんが、まだまだ尽力していただいて、この制度を進めていただければと強く思います。

福田課長 ご指摘のとおり、制度と税がセットになっているという点で、雇用の面でも経済的な面でも、ポテンシャルがあると思っております。制度が始まってから森林・林業に非常に力を入れて、物事をうまく進み始めている市町村もかなり増えてきていると私は思っています。今までもやってきておりますけども、そういう事例を私どもも分析して、横に展開していくことをさらに強化していきたいと思っております。

安田課長補佐 ありがとうございます。他いかがでしょうか。よろしいですか。次の制度の手続きの課題ということで、6ページの部分のお話ですとか都道府県から記述を頂いています10ページ11ページですとか、その辺りのところでコメントがある委員がいらっしゃいましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

野村委員 まだ始まったばかりで、事例がたくさんあるというわけではないので、これからの話だと思います。今まで出てきた事例の中に、探索にもものすごい労力をか

けていただいた事例があると思います。探索の労力等に対しての効用というのは、自治体にとっての効用ということではなくて、探索して探し当てられた人たち、その推定される権利者たちにとって、探索してもらったことが本当にメリットはあったのかなというようなところなんです。誰のための探索で、それによって誰の権利が保護されたのかということは、制度としてのコスト意識みたいなものが、必要だと思っています。

自分は知らなかったけれど、実は権利者だったからとても助かった、そしてそれ以降、森林経営にたっぷり関与して森林が良くなるために貢献しましたと。もしかしたら、そういう人もいるかもしれませんが、本当にいるのだろうか、と。そうだとすると、現在の制度で、まずは丁寧に探索を行う必要があるけれども、その丁寧な探索がどのくらい役に立つことなのか、あるいは、もっと省略しても誰かの権利を大きく害することはないのではないかといったことがあぶり出されていくことを期待したいと思っています。この制度を最初に利用している方たちは、これまで、労力を多めにかけて、そして記録してその労力を伝えるということを今やっていたいただいていると思うのですが、それがこういう制度だから仕方ないということではなく、過大な負担というような言葉が出てくるところを上手に伝えて、それが意義のある負担だったのかどうかをどこかで打ち出す必要があると思います。

どこまできめ細かく管理できるか別として、類型分け・分類をしたり、探査の程度など含め、分析して、例えば、こういう権利についてはあまり慎重な調査は必要ないのではないかとか、何か制度の簡略化につながっていったらいいなと思っています。

福田課長

ありがとうございます。探索も含めて、制度の手続きが煩雑というご指摘をいただいております。ただ、建てつけで言うと、今までは森林経営計画制度で森林組合あるいは民間事業者が森林所有者と直接、経営の委託契約を結んでおりましたが、民民の世界では解決しきれない個人情報の壁を乗り越えるために、市町村を間に入れて集積集約化を進めるための手段として、森林経営管理制度ができたということです。ある意味、森林経営管理制度は、最後の砦とまでは言わないですけども、民民ではできないものについて、公的機関が間に入ることになります。このため、どうしても行政機関的な煩雑さは、程度問題ではあるのですが、免れない部分があります。我々もこの制度をスタートしたときに、とにかく意向調査です、とにかく集積計画です、ということをやってきたので、何でもかんでも集積計画にしなければならぬと理解されていたのかなということも若干反省しております。制度の目的は森林整備であって集積計画の作成は手段の一つに過ぎないということを改めて各地でお伝えしているところです。面倒な集積計画を作らなくても済む森林整備の方法があるのならば、それをやっていただいて構わない、制度が目的ではないということを改めて関係者に理解を深めていただけるようにしていきたいと思っています。その

上で、過剰な部分があるのであれば、例えば6か月が長すぎるということがあれば、機会を見ながら、制度的な見直しをしていくことも考えていきたいと思っています。

野村委員

私の発言に誤解がありましたらと思って申し上げます。私の発言自体は所有者の探索とかそういう部分について無駄が多い可能性があるのかなというところで申し上げました。決してこの取組を負の意味で申し上げるつもりではありません。

もう一つ福田課長におっしゃっていただいた中で、私もそうだなと思うところがあるのですが、所有者不明土地問題について「大変だ、大変だ」というと、そもそも登記ですぐ判明しないともうこの土地は大変だからやめようということになってしまうケースもあります。ですが、むしろ色々な制度を使うと、思いがけず簡単に進むこともでき、本来、森林経営管理法も決して所有者不明のものだけのためにある制度ではなくて、基本的には森林整備を進めるための制度だと思っています。所有者不明を強調するあまりに本来の効用部分が、説明が届かなくなってしまうみたいなことになると思うので、本当に留意しないとイケないなと思いましたし、私の発言に誤解がありましたら申し訳ありませんでした。

安田課長補佐

ありがとうございます。他の委員の皆様いかがでございましょうか。そうしましたら一度ここでこの制度そのものの部分は一度終わらして、三つ目になりますが所有者不明森林の部分の特例関係のところ、ご意見があれば頂戴したいと思います。資料でいいますと7ページから9ページと、12ページでございませうけれども何かこれについてコメント等ございましたら頂戴したいのですがいかがでしょうか。

品川委員

課題として浮き上がった論点のうち、例えば変更の手続き方法がないという点に関して、また、現行制度では6か月とされている公告期間を2か月に短縮できないかという点に関しては単にそのように改正すればそれで通るであろうと思います。あくまで法の技術的側面ということに関しては容易に改正ができるかと思えます。ご指摘になった論点のうち私は決して反対意見ではないんですけども、我々が戦後の法制度において根幹としてきた部分に触る部分、財産処分の全員同意の大原則というのがあって、これはもう森林経営のハードルをかなり上げている。そこについて実際に10ページに「見直す必要があると考える」とお書きになっておられますが、改正を根底にお考えになっていることであれば、もし教えていただける状況であれば、どのようなプロセスをたどってこの改正に至るといふふうに段取り組んでらっしゃるのか教えていただきたいのですが。

安田課長補佐

すみません。資料がわかりにくくて大変申し訳ないのですが、都道府県から頂

いた考えをそのまま書いておりました、都道府県が見直す必要があると考えているという意見でございます。こちらで何か決まっている状況ではないということです。

品川委員

林野庁としてはこの点について見通せる将来において改正の予定というわけではないということですね。わかりました。先ほど野村委員も、一旦はご指摘になったことで、大変ですが取り組むべき課題ではあります。私見からすれば、民法の学者さんを巻き込まずにクリアできる問題ではないと考えております。だからといって彼らは全く森林のことには詳しくない。結局、森林のことが全く詳しくない専門分野の方たちにどのように振り向いていただいて、基礎的な情報を身につけていただいて、議論に参画していただくかという、かなり気の長い話にはなるのですけれども、戦略を立てていかなければならないことだと思いますので、ぜひ取り組んでいただけたらと考えております。

城室長

ありがとうございます。全員同意のハードルの高さについてアンケートでも一番回答があり、9割出てきたところです。もし、やるとしたら、どんなアプローチやアイデアがあるのかなどジャストアイデアでも結構ですので、お聞きしてみたいと思っていたところに、品川委員から非常にハードル高いとご意見を頂きました。何かもちろんこの場で何かが決まるわけでもないのですが、こういうのがあるのではないかなどもし教えていただければと思います。なかなかやはり難しいでしょうか。

片山委員

福田課長がおっしゃったとおりだと思います。森林環境譲与税を使って、森林経営管理制度で意向調査をし、そして境界の明確化もしていくというところですが、そこで集積計画まで作る必要があるかどうかということではなく、そうなったときに、全員同意は結構ハードル高いため、そこで森林経営計画制度に移っていく。同意いただいた方々で森林整備をやっていけば、当面、森林整備はどんどん進んでいくのではないかという気がします。所有者の同意を取りに行くにしても、これまで森林組合の持ち出しで同意を取っていたところが意向調査や市町村の事業で所有者の同意を取れることを利用して、境界明確化についても市町村の事業でやってくということで境界明確化も進めることができると。そこまでのベースを経営管理制度で作っていき、その後は経営計画制度で事業を実施していくやり方が森林整備を実際に進めるには一番いい方法かなと思って組合でやっていこうかと思っています。

福田課長

全員同意などの民法の根幹的な話は、我々がやっている森林・林業行政を超えた世界だと思います。我々がやっているのはあくまで森林整備であって、底地の所有権がどうかというところは、関係なくはないのですけれども、大事なのは、上物の森林が整備できるかという点だと思います。民法関連の話は、どこまで

林野庁として足を踏み込むべきなのかということ自体悩ましく思っております。片山委員がおっしゃるように、上物を手入れしていくための手段というのは、まさに森林経営管理制度あり、森林経営計画制度ありですので、そこを粛々と進めていくということに尽きるのかなと思っています。

野村委員

全然違う場面ではあるのですが、ご承知かもしれませんが、現在、区分所有法の改正の作業が進んでいます。平常時、あるいは災害時のマンション建て替えの計画に、全員同意だとなかなかできないため、区分所有法自体、今も特例といいますか、もう少し緩めるべきではないかというような議論がされています。これは本当に先鋭的で、自分が居住する財産、なおかつ高額の財産について、「みんなで所有してしまっているものについて、全員一致というのは難しいよね、だけど必要だよね」ということで議論がされているという状況にあります。場面が違うので、直接活かせるわけではないですが、より権利性の高いものについても本当に必要であればやはり例外は必要だということ議論はされています。そういう意味で民法も全員一致というのを崩す場面はあっていいというのが一つ。権利性の比較とか、今おっしゃったような、土地の権利が失われるわけではなくて施業の話で、その許容性の部分の議論をしていけば、全く絶望的ということではなくて、全員同意の例外を設けることが必要だということをはかりに理解してもらおうかということなのかなと思います。ある意味、より高いハードルでありそうな、区分マンションについてなぜ議論が進むのというと、1人でも反対したときの困り度合いみたいなものが目に見えやすいということがあるのかなと思います。逆に森林は、みんなが困っている森林であっても通りかかった人にはそういうふうには見えないということなのかなと思います。そういう意味では法律上全く無理な話ということではないと思うので、直接ではないのですが、間接的には参考にして、検討の材料として見てみるのもいいのかなと思いました。

福田課長

まさにマンションの建て替えの話で今いろいろ議論が進んでいる中、我々も似たようなことができないかなというようなことも、話していないわけではございません。しかしマンションと違って、財産価値が低く、皆が「要らない」という森林資産をどう整理するかという点では、悩ましいところがあると思っています。またご指導いただければと思います。

安田課長補佐

ありがとうございます。河合委員お願いしてもよろしいですか。

河合委員

福田課長がおっしゃったように、森林はいらぬ財産であることが多いのです。意向調査をやっていると、必ず処分したいという方が何割かいます。意向調査をした後に市町村で整備をしなくてはいけないところについてはしっかり探索するということが必要になってくると思います。そうではないところもありま

すし、どうしても難しければ、森林組合に任せるといふようなところも出てくるかと思ひます。境界がわからないところもありますのでそういった境界を調査した後で、市町村がやるべきところであれば全員同意も必要ではないかと思ひます。それが、全員同意をとらなければいけないから整備はできないという状況であっても、その整備をしなければならぬという緊急性がどこまであるのかなと思ひているところです。もう少し長い目で見ると、後に延ばしても大丈夫だろうというところがあると思ひますし、多分そんなに緊急に今すぐ間伐しないといけないところはそれほどないのではないかという気もしています。他の産業と違って林業はスパンが長いので、そういう目で見えていくということも必要なのではないかなと思ひています。その状況によって市町村でやる場所、他場に任せるところは当然出てくるのではないかと思ひますので、いろいろな対応が今後も出てくるだろうなと思ひました。

福田課長

まさに優先順位の話だと思ひます。意向調査を行って、委託希望の回答があったものを全部が全部受け入れられる訳ではありません。各市町村によって何を優先するのかというのは、地域の事情もあると思ひます。木材生産を優先するかもしれませんし、防災優先のところもあるかもしれません。一つの市町村のエリアによって違うかもしれませんし、優先順位を決めて整備を進めていくということに尽きるのだと思ひます。

安田課長補佐

ご意見ありがとうございます。三つに区切って進めさせていただきましたけれども、このアンケート全体を通じてということでも結構でございます。コメントあるいらっしゃいましたらお願いしたいですけれども、いかがでしょうか。

植木委員長

このアンケート調査は大変参考になるなと思ひて聞いておりました。我々4年間、議論しながら、いかに現場がどういふ状況にあるかという事を理解しつつ、こうやって進めていくのだらうとは思ひますけれども。課題が明らかになったということと、これをどのように改善していくかということは、表裏一体だと思ひます。これを進めていくことはすごく大事なことで、少しでも現場に役立つ経営管理制度をいかに作っていくかということだと思ひます。ですから、そういう意味では我々として今後もどのように現場の意見をより吸い上げるのか、さらに今回のアンケートをさらに噛み砕いてどのような質問事項が必要なのか、それをどのように改善していくべきかといったことを今後詰めていってほしいなと思ひておりました。

安田課長補佐

ご意見ありがとうございます。こういった形で課題等をご提示いただいている中で、いくつか方法があると思ひます。例えば小規模分散のお話ですとか所有者不明のお話ですとか境界が分からないという部分ですが、林野庁も都道府県の皆様と直接連携をしながら、いろいろな最新事例の横展開を図ったり、この

委員会で昨年度まとめていただいたガイドラインも含めて説明をして市町村の皆さんにも寄り添いながら制度の運用を進めていきたいと思っております。一方でこの制度のそのものの部分の課題については、今後どういうふうな対応ができるのかということについて林野庁の中でも検討を続けてまいりたいと思っております。

全体通じていかがでしょうか、よろしいでしょうか。ありがとうございました。ちょっと補足でご説明させていただきたい話がございます。議題1に戻りますが、供託の関係について林野庁から追加で説明させていただきます。

安藤森林利用課付 森林利用課の安藤と申します。先ほど供託金の取扱いに関係するご質問を頂戴したところでございますので、参考になる資料についてご紹介させていただければと思います。まず先ほど武山からご説明申し上げましたガイドラインですと48ページ以降、「その他の法制度の活用」という項目がございます、ここで供託の事務が含まれている制度が記載されております。供託がどの段階で行われるかですとか、その手続の内容について、できるだけ平易な言葉を使って記載させていただいております。

経営管理法の関係ですと、「事務の手引」がございますが、事務の手引き「その1」と「その2」でわかれているうちの「その2」の所有者不明の森林の特例の最後の方、39ページの7-2-10に供託という項目が立てられてございます。こちらで関係する条文と、具体的な事務の進め方についても触れられておりまして、様式でどういうふうにかいたら良いか等、記載がございますのでご参考になさっていただければと思います。

それから「供託ねっと」というページが法務省にございまして、そこの中に動画を使って供託の事務などについて紹介をしているページもございます。そちらもご参考にしていただくことはできると思います。供託の詳細につきましては専門家の方にもお力添えいただきつつ進めていただくということになるのかなと思いますので、資料の補足とさせていただきます。

安田課長補佐 愛媛の森林基金の皆様お願いいたします。上田様、新開様、いかがでしょうか？

(公財)愛媛の森林基金 上田様

大変わかりやすかったです。ありがとうございます。参考にさせていただきます。

【3.今後の予定について】

安田課長補佐 引き続きまして次回の日程につきましては、引き続き調整をさせていただきます。改めて、ご連絡を差し上げたいと思います。遅くなりまして申し訳ないですがよろしくお願いいたします。

それでは林野庁の森林利用課の福田から、ご挨拶を申し上げます。

【閉会の挨拶】

福田課長 長時間にわたるご議論ありがとうございました。特にアンケート結果について、皆様方に熱心にご議論いただいたことを非常に嬉しく思っております。森林経営管理法には、施行後5年をめどに、見直しをせよという条項が入っております。私どもとしても、何かをやらなければならないという思いもありまして、まずは課題を把握しようとアンケートを実施しました。今日の説明ではあまり強調されていませんでしたが、1,578市町村を対象にオンラインアンケートを実施して、8割の回答が返ってきたという点は、行政機関として、胸を張ることのできることはないかと思っております、個人的に非常にうれしく思っております。今日もいろいろと課題をご指摘いただきましたけれども、私どもの中でも、課題解決に向けて何ができるか引き続き検討していきたいと思っております。また折を見て皆様方にも情報提供をご相談したいと思っておりますのでこれからもよろしくお願いいたします。

安田課長補佐 最後に植木委員長から一言を頂ければ幸いですけれどもいかがでしょうか。

植木委員長 私も少し言いすぎた部分もありますが、失礼をお許しください。この森林経営管理制度について私も評価しております、いかに現実の中うまく取り込ませるかということを日々考えています。よく現場に行き、現場の評価を聞くのですが、やはり理解度がまだまだかなと思っております。どうやったらうまく制度をわかってもらえるか。あるいはどうやったら森林経営計画制度と抱き合わせながら森林整備をうまくやっていけるのかということも、いろいろと検討しなければいけないのかなと思っております。また場合によっては、市町村を飛び越えてもいいのかなと。できるところからどんどんやっていくということも手ではないかなと思っております。いずれにしろ、課題はたくさんあるわけですが、それについてはまた今後の課題ということで、よろしくお願いいたします。

安田課長補佐 はい、ありがとうございました。以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。長時間にわたりましてどうもありがとうございました。